

代理人の決定 ガイドライン

2007年1月

1. 定義

代理人とは、意思決定能力のない人に代わって決定を行う権限を持つ人をいう。代理人は自分の意見を述べるのではなく、あくまでも患者の推定意思を代弁するものである。

2. 代理人の原則

- 1) 患者は自分の健康状況において、自分が意向を示すことができない場合の代理人をあらかじめ決定することができる。

その場合、以下の必要事項を書き込み、主治医、看護師長に提出する。なお、患者が複数の代理人を指名した場合は、優先順位をつけて対応する。

自分の名前

代理人の名前、住所、電話番号

代理人が複数いる場合は各々の人数分を書くこと。その場合、代理人間の意向が調わなかった場合には、優先順位の上位にある代理人の意向により対応する。

代理人に特別な要求がある場合はこれを記すこと

自筆のサイン(印鑑)、日付

代筆者はこれに代わることができるが住所も記入すること。但し、その場合、なぜ患者本人が署名できないかについて、代筆の事由を記載すること。

- 2) 患者に代わって意思決定する権限を与えられた人(代理人)の決定は、患者の意向や幸福を促すものでなくてはならない。
- 3) 患者の意向がわかる場合は、代理人は患者の意向について知っている限りのことを用いて、医療上の決定をする必要がある。これを代行基準という。

代行基準は以下の2つの状況下で用いられる。

(1) 患者があらかじめ意向を示している場合

(2) 代理人が患者の過去の発言や行動をもとに患者の意向を無理なく推論できる場合

患者の意向がわからない場合、代理人は患者の最善の利益を考えなければならない。

4) 暗黙の同意

患者の意向や同意が不明で、代諾者もいない場合、医師は患者が治療に同意したであろうと推定することが慣例となっているが、これを暗黙の同意という。

- 5) 代理人が決定された場合に、家族の要請があるときには代理人の氏名を明らかにする。
なお、代理人制度の存在は入院案内書に明記し、本人や家族に口頭で説明する。

3. 記録

代理人についての記録は診療録に記載すること。また同意書(別紙)は診療録と同じく保存しておく。